

1. 基礎情報

自治体名	栃木県小山市		
部署名	市民生活部国際政策課		
電話番号	0285-22-9327		
メールアドレス <small>(※は@に変換してください)</small>	d-kokusai	※	city.oyama.tochigi.jp
ホームページ	http://www.city.oyama.tochigi.jp/		



外国人ふれあい子育てサロン えいごと絵具でエンジョイ

在留外国人数	令和3年2月現在	7,134	人	住民基本台帳人口に占める割合	4.2	%			
うち、在留資格別上位3種類の人数及び在留資格名	1位 (永住者)	2,087	人	2位 (定住者)	1,226	人	3位 (特定活動)	824	人
うち、国籍別上位3ヶ国の人数及び国籍名	1位 (ブラジル)	1,116	人	2位 (ペルー)	860	人	3位 (フィリピン)	785	人

2. 多文化共生に関する活発な取組や、独自性・先進性のある取組の内容

大分類	コミュニケーション支援		
小分類	行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備		
取組のポイント	外国人住民向け情報提供の体制整備		
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度に「小山市多文化共生総合支援センター」という一元相談窓口を開設し相談体制の整備拡充を行っている。令和2年度の新型コロナウイルス感染症が流行時も、外国人住民の相談窓口や情報発信の中心として外国人相談員がSNSを使いながら注意喚起をし、定額給付金の相談窓口としても機能した。常に最新の情報を提供するため、月1回程度当課職員と外国人相談員でミーティングを行った。他部署との事例共有、総合受付案内職員との窓口案内の情報共有等にも努めている。</li> <li>・多言語での立て看板やチラシを外国人住民が多く集まりやすい施設(モスクや多国籍飲食店等)へ配布した。また、市内の就労実態の特徴として、労働者派遣・請負事業所数が県内で最多であり当市外国人構成の核となっていることから、当該事業所との連携を密にし市内の労働者派遣・請負事業所複数社や教育機関等に協力を仰ぎ、当課からのコロナに係る情報を会社から社員に伝わるようメールリストの加入をお願いをしている。市内での新型コロナウイルス感染症感染者が急増した際には、外国人経営飲食店数軒を加え、防止対策連絡会議を開催した。その他の発信手段として、多言語情報配信アプリを導入したりコミュニティFMによる多言語放送を毎週実施し、コロナに係る情報(市内感染者状況や防止策等)を発信している。</li> </ul>		
大分類	意識啓発と社会参画支援		
小分類	多文化共生の意識啓発・醸成		
取組のポイント	「小山市多文化共生社会推進計画」策定(令和2年3月)		
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月に改正入管法が施行され、「特定技能」という新たな在留資格も創設されたことから、在留外国人数はさらに加速すると考えられ、国際化への対応の新たな局面を迎えている。外国人と日本人の間の意識のずれによるトラブルが生じないよう、外国人住民と日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら多文化共生の社会づくりを目指すため本計画を定めることとした。</li> <li>・基本理念を「異なる文化を分かち合い共に生きるまち小山」と定め、多文化共生の社会づくりを計画的かつ総合的に展開することを主たる目的として策定した。計画内施策には、国際目標のSDGsの要素を反映させつつ、基本目標についても「ひと」「しごと」「まち」と3分野に分類し、市民・市民団体・企業・行政が担う役割等を踏まえた指針を定めている。本計画策定に伴い、これまで庁内に分散していた外国人関連業務担当部署を「国際政策課」として新設・集約させたことで、多文化共生社会推進の司令塔的役割を担うことができるようになった。</li> <li>・国際目標のSDGsの要素を反映させつつ、基本目標についても「ひと」「しごと」「まち」と3分野に分類し、市民・市民団体・企業・行政が担う役割等を踏まえた指針を定めている。</li> <li>・施策及び事業については、異文化理解、言葉の壁、就労環境、学校教育等生活全般に関わるものを網羅できるよう構成されている。</li> </ul>		

2. 多文化共生に関する活発な取組や、独自性・先進性のある取組の内容

大分類	意識啓発と社会参画支援	
小分類	多文化共生の意識啓発・醸成	
具体的な取組内容	取組のポイント	全庁統一翻訳ガイドライン(英語)作成(用語集・会話集)
	<p>・従来、英語翻訳に従事していた職員が4名(外国人相談員や国際交流員)在籍していたところ、行政からのお知らせや案内作成時にその都度別の職員が翻訳に従事することで別の用語や言い回しに変換されていた。それにより、翻訳が多様化してしまい統一感がなくなることで、外国人住民にとっても混乱を招きかねないといった問題が生じていた。その問題を少しでも解消し統一的表記を促進させるためどういった用語や言い回しに翻訳するか各課での目安となるよう当該ガイドラインを作成した。また、窓口における「日本語がわからない外国人対応のため、簡単な英会話を知りたい」「住民票や戸籍といった特有の言葉の言い換えが知りたい」といった要望の声も他課職員からあがったことから、ある程度の基本的な場面を想定した言い回しを取りまとめることとした。(全庁への配布は新庁舎移転の令和3年5月予定)</p> <p>【ガイドライン構成内容】冊子による2部構成(PDFデータでも各課へ配布)</p> <p>第1部:【用語集】庁内各課に掲載を希望する用語選出を依頼し、当課のガイドライン作成要領の基準に倣い抽出したものを掲載(部署名や窓口でよく使う用語等)。第2部:【会話集】窓口でよく使うと想定される基本的な言い回し(どうかされましたか、〇〇課は何階です)を国際交流員が選定し掲載。</p>	
大分類	生活支援	
小分類	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
具体的な取組内容	取組のポイント	外国人ふれあい子育てサロン(子育てをする外国人住民への支援事業)
	<p>・当市が国際交流協会へ委託している事業で、在住外国人支援の一環として、在住外国人の子育てを支援することを目的とした相談体制の整備や親子で楽しめるイベントを開催している。子どもを持つ外国人は、言語や文化の壁や自国と異なる生活様式・習慣という不安の中で子育てをしなければならず、親族など身近に相談する相手がない者も少なくない。そのような状況に対し、市内在住外国人の子育て支援として、気軽に子育ての相談ができる場や子育てに関する情報の提供、親子で参加できる日本語教室や各種講座を開催することが必要であることから実施することとした。</p> <p>・当事業に適した相談員を雇用し、子育てに特化した知見を活用した事業を展開している。加えて、当市では南米にルーツを持つ外国籍住民が多くを占めており、需要が多いと考えられることから、スペイン語及びポルトガル語が堪能な職員であることも強みの一つである。</p> <p>【具体的取組】市内各所への情報誌配布、子育て無料相談、親子交流イベント(親子日本語教室、クリスマスオーナメントづくり等)</p>	